



財団法人 **大学基準協会**
Japan University Accreditation Association

巻頭言

大学基準協会の役割 —機関別認証評価における

河田 悌一

大学基準協会副会長
関西大学学長



中国思想史を専攻する私は、1980年、当時の文部省の在外研究員として1年間、アメリカのイェール大学に留学する機会をあたえられた。指導教授の Ying-shih Yü（余英時）先生の研究室を訪れたとき、教授は30歳代前半だった私に、こういわれた。日本の大学にない、上質でシステムティックな教育とスケールの大きな思想史研究を学んで帰ってください、と。

余英時教授の3つの授業、35歳の若さでイェールの教授になった Jonathan D. Spence 教授のゼミナールに出席した私は、大きな刺激をえた。たとえば、スペンス教授の「中国近代史の諸問題—16世紀から現代中国まで」と題する授業は、週1回、年28回の授業が毎時間、異なるテーマのもと、毎回5冊の必読文献、検討内容を明確に示すシラバスに従った、きわめて質の高い、効果的な授業だった。それはまさに、教育の品質が保証されたものであったのである。

以来、四半世紀をへて、日本の各大学もかなり教育の品質が保証されたものとなりつつある。それはなぜか。大学教育の内容と品質、大学の経営管理を認証するシステムが、日本でも実現しつつあるからだ。すなわち、認証評価をおこなう大学評価機関の役割分担によって。

2004（平成16）年度、法令によって機関別認証評価が義務化されて、5年が経過した。その過程で、本協会は我が国の高等教育の発展に大きく貢献してきた。これまで機関別認証評価を受けた383大学のうち、本協会が204大学が受審。全体の約53%が、本協会が受審したからである（2009年3月末現在）。これは、認証評価制度が始まる以前から評価活動に取り組んできた、本協会の大学評価への信頼度の高さを示すものといえるだろう。

だが一方、大学関係者からは厳しい意見があること

も事実だ。なかでも、もっとも切実なのは、認証評価や自己点検・評価活動に膨大な時間と労力をかけて、大学に一体どれだけのメリットがあるのかということだ。この意見は今後ますます強まるだろう。なぜなら、各大学とも、一度認証評価を受ければ、それによって、自分の大学がどういう状況にあるかということを知ることができ、可能な限りの改善策を実施していくことができるからである。

初回の認証評価は、それだけの価値がある、といえよう。だが、2回目からは目に見える改善点、メリットは減ってくるだろう。

近年、大学は非常に厳しい競争的環境にさらされている。ステークホルダーの満足度を高め、教職員の教育研究環境を維持するには、大変な努力が必要だ。

各大学は費用対効果を常に意識しながら、大学改革を進めざるをえない状況にある。法令上、義務付けられているとはいえ、構成員に膨大な時間と労力を負担させるこれらの活動を、無駄にすることはできない。

大学側としても、積極的にこの制度を活用するためには努力が必要なのはいうまでもない。が、本協会においても、各大学の努力の成果を検証し、顕彰するという姿勢、負担軽減をはじめとする現行システムのさらなる改善をつづけていくことが、必要だ。また、我が国の高等教育が果たす重要性に鑑みれば、今後は大学間における「競争」だけでなく、様々な形での「大学間の協同による社会的貢献」も、きわめて重要な項目になってくる。

このような視点から、国公私立大学が加盟する唯一の組織である本協会は、我が国の高等教育をより上質のものとするため、関係者の英知を結集し、切磋琢磨する場としての存在感を高めていくという自覚をもたなければならない。

平成 20 年度機関別認証評価・各専門職大学院認証評価終了—認証評価結果を公表しました

3月12日開催の第101回評議員会の同意及び臨時理事会における審議を経て、平成20年度の大学評価・短期大学認証評価・法科大学院認証評価・経営系専門職大学院認証評価の結果が決定されました。この結果をもって、大学評価申請44大学、短期大学認証評価申請5短期大学、法科大学院認証評価申請14大学、経営系専門職大学院10大学は、学校教育法上に規定されている認証評価を受けたことになります。

なお、評価結果については、本協会のホームページ (<http://www.juaa.or.jp/>) に全文公表しています。

[大学評価]

評価の結果、大学基準に適合していると認定した大学

- ① (私) 跡見学園女子大学
- ② (公) 岩手県立大学
- ③ (私) 大阪体育大学
- ④ (私) 大谷大学
- ⑤ (私) 学習院大学
- ⑥ (私) 川崎医科大学
- ⑦ (私) 九州ルーテル学院大学
- ⑧ (私) 京都光華女子大学
- ⑨ (私) 京都精華大学
- ⑩ (私) 京都ノートルダム女子大学
- ⑪ (私) 京都薬科大学
- ⑫ (私) 杏林大学
- ⑬ (私) 熊本学園大学
- ⑭ (私) 神戸女学院大学
- ⑮ (私) 神戸薬科大学
- ⑯ (私) 國學院大学
- ⑰ (私) 国際武道大学
- ⑱ (私) 自治医科大学
- ⑲ (私) 就実大学
- ⑳ (私) 湘南工科大学
- ㉑ (私) 女子美術大学
- ㉒ (私) 成城大学
- ㉓ (私) 仙台白百合大学
- ㉔ (私) 多摩美術大学
- ㉕ (私) 天理大学
- ㉖ (私) 東京情報大学
- ㉗ (私) 東京理科大学
- ㉘ (私) 長岡造形大学
- ㉙ (私) 日本赤十字九州国際看護大学
- ㉚ (私) 日本赤十字広島看護大学
- ㉛ (私) フェリス女学院大学
- ㉜ (私) 福岡大学
- ㉝ (私) 文教大学
- ㉞ (私) 北星学園大学
- ㉟ (私) 武庫川女子大学
- ㊱ (私) 武蔵野美術大学
- ㊲ (私) 名城大学
- ㊳ (私) 立命館アジア太平洋大学
- ㊴ (公) 和歌山県立医科大学

評価の結果、保留となった大学

- ① (私) 京都学園大学
- ② (私) 聖徳大学
- ③ (私) 相愛大学
- ④ (私) 東京基督教大学
- ⑤ (私) 立正大学

[短期大学認証評価]

評価の結果、短期大学基準に適合していると認定した短期大学

- ① (公) 岩手県立大学宮古短期大学部
- ② (公) 岩手県立大学盛岡短期大学部
- ③ (私) 大谷大学短期大学部
- ④ (私) 中京女子大学短期大学部
- ⑤ (私) 文教大学女子短期大学部

[法科大学院認証評価]

評価の結果、法科大学院大学基準に適合していると認定した法科大学院

- ① (私) 駿河台大学法科大学院
- ② (私) 中京大学法科大学院
- ③ (私) 桐蔭横浜大学法科大学院
- ④ (私) 南山大学法科大学院
- ⑤ (私) 広島修道大学法科大学院

評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定した法科大学院

- ① (私) 大阪学院大学法科大学院
- ② (私) 神奈川大学法科大学院
- ③ (私) 関西大学法科大学院
- ④ (私) 関東学院大学法科大学院
- ⑤ (私) 甲南大学法科大学院
- ⑥ (私) 東北学院大学法科大学院
- ⑦ (私) 日本大学法科大学院
- ⑧ (私) 白鷗大学法科大学院
- ⑨ (私) 名城大学法科大学院

[経営系専門職大学院認証評価]

評価の結果、経営系専門職大学院基準に適合していると認定した経営系専門職大学院

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| ① (国) 小樽商科大学 商学研究科 | アントレプレナーシップ
専攻 |
| ② (国) 香川大学 地域マネジメント研究科 | 地域マネジメント専攻 |
| ③ (国) 九州大学 経済学府 | 産業マネジメント専攻 |
| ④ (私) 芝浦工業大学 工学マネジメント研究科 | 工学マネジメント専攻 |
| ⑤ (私) 中央大学 国際会計研究科 | 国際会計専攻 |
| ⑥ (私) 東京理科大学 総合科学技術経営研究科 | 総合科学技術経営専攻 |
| ⑦ (私) 同志社大学 ビジネス研究科 | ビジネス専攻 |
| ⑧ (私) 法政大学 イノベーション・マネジメント研究科 | イノベーション・マネジメント専攻 |
| ⑨ (私) 明治大学 グローバル・ビジネス研究科 | グローバル・ビジネス専攻 |
| ⑩ (私) 早稲田大学 ファイナンス研究科 | ファイナンス専攻 |

第5回大学評価（機関別認証評価）を終えて —大学評価委員会を代表して—

鈴木 典比古 大学評価委員会委員長
国際基督教大学学長

平成20年度、第5回大学評価（機関別認証評価）申請を行い、評価を受けたのは44大学（公立2大学、私立42大学）であった。その実際の評価にあたっては、大学評価委員会のもとに27の大学評価分科会、17の全学評価分科会、83の専門評価分科会、1つの財務評価分科会（財務分科会のもとに10の部会を設置）を設置し、延べ約520名の評価委員が評価にあたった。

こうした評価体制のもと慎重に評価した結果、44大学中39大学が大学基準に適合していると判定したが、残り5大学については大学基準に適合するか否かについてその判断を保留することとなった。この「保留」については、組織上あるいは教育研究活動上において基準に達していない箇所が部分的に認められるが、この段階で直ちに「不適合」との判定を行わずに、当該大学に改善を促し、その改善状況を3年後に改めて再評価するというものである。本年度に「保留」となった5大学に対しては、本協会から指摘を受けた事項を今一度検証し、改善に向けた努力を求めたい。

さて、本年度の評価を実施して、浮き彫りになった大学の問題点を指摘したい。

1点目は、大学院教育が必ずしも実質化されていない点である。

戦後、わが国の大学院は、修業年限が定められ単位制が導入されるなど、大学院の教育機関として位置づけが制度上明確にされた。しかしながら、とりわけ博士課程における教育については、カリキュラムが体系的に編成されることはなく、教授と学生のマン・ツー・マンによる不定期かつ散発的に実施される研究指導・論文指導が中心であった。こうした大学院教育のあり方を問題視し、いわゆる課程制大学院の趣旨が徹底されるよう、これまででも大学審議会、中央教育審議会などでその改善・改革の方向性が指摘されてきた。そして、平成17年9月の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて」に基づき大学院設置基準が改正され、その改正において人材養成目的や教育研究上の目的の学則等への明示、体系的教育課程の整備、成績評価基準の明示、教育内容等の改善のための組織的な研修の必要

性などが定められた。法令上大学院教育の実質化を求めるフレームワークが設定されたのである。しかしながら、本年度の評価を実施してみて、大学院改革がまだまだ途上であることを裏付けるかのように、評価結果において、①学位の水準を維持するための学位授与基準について、手続や運用を含めて再検討が必要である、②学位論文作成のための体系的教育課程となっているかの観点からの検討が必要である、③学位論文作成などに対する研究指導計画の策定が望まれる、④研究科博士後期課程を単位取得満期退学し、長期間経過後に論文を提出して課程博士の学位を取得することが常態化していることについては是正されたい、などの指摘がいくつかの大学に付された。今後も、大学院教育の質を保証するとともに、大学院教育の実質化を促進させていくために、大学院に対する評価をより一層重視していく必要がある。

2点目は、自己点検・評価の形骸化の問題である。この問題は、昨年度も重大な事柄として取り上げて、自己点検・評価が形式的に行われるのではなく、教育研究活動等の改善・改革に連動するよう、自己点検・評価の本来持つ役割を十全に機能させることを求めた。しかしながら、本年度においても、自己点検・評価活動の有効性を求める指摘をせざるを得ない大学がいくつか見られた。大学は、自ら提供する教育の質に責任を負うのは当然であり、学生や社会に対して説明責任を果たしていかなければならない。こうした点からも、それぞれの大学は、自覚的に自己点検・評価を実施する必要がある。

次年度は、認証評価制度がスタートして6年目となる。本協会のこれまでの大学評価の歴史を振り返っても、未だかつて経験のない大学数の評価に臨まなければならない。本協会は、次年度についても十全に評価を実施し、各大学の質的向上に貢献していくつもりである。

第2回短期大学認証評価を終えて —短期大学評価委員会を代表して—

安川 悦子 短期大学評価委員会委員長
福山市立女子短期大学学長

平成20年度、短期大学評価委員会は、5つの短期大学の評価を行った。いずれも大学基準協会が定める短期大学基準に適合していると認定された。

膨大なエネルギーを要した認証評価は、大学の質保証にどのような意味をもち、どのような役割を果たしているのか。昨年度から始まった短期大学の認証評価作業に参加して気がついた若干の問題をここで考えてみたい。

大学基準協会の認証評価は、各大学の自己点検・評価を根幹に据えている。評価分科会は、各大学から出された点検・評価報告書を読み、これを評価マニュアルにしたがって評価することから始まる。その書面評価をまとめて実地視察を行い、最終的な評価結果のまとめに入る。各大学が点検・評価報告書を作成した時点から実地視察をするまでに半年以上のタイムラグがあり、作成された評価結果（委員会案）にもとづいて各大学の意見申立を聞き、最終的な評価結果が作成されるのに数ヶ月かかる。この時間的なタイムラグが、短期大学評価委員会で問題になった。

各短期大学は、点検・評価報告書を作成する時点で問題であると自己認識した事柄については、このタイムラグの間に改善する。評価分科会が、点検・評価報告書に基づいて問題であると判定した事項のほとんどが、実地視察の際にはすでに改善されていた。実地視察で、多くの評価委員がこうした事態に直面した。実地視察から評価結果作成までのタイムラグの間にも同じことが起きた。評価作業をする側からいえば、いささか肩透かしを食わされた気分になる。短期大学評価委員会では、このことが話題になった。いつの時点のものを評価するのかと。

しかし自己点検・評価にもとづいてすみやかに自己改善するというのが、大学基準協会の認証評価システムの基本だと考えるなら、むしろこのことは大いに奨励すべきことである。評価分科会と当該大学との一年にわたるやり取りをとおして、大学の改善、つまり教育の質の改善が格段に進めば、認証評価の目的の大半は達成されているといえる。

今回、認証評価をした5つの短期大学は、すべて四年制大学の併設短期大学であった。このことが認証評

価のプロセスに関わるもう一つの問題を浮かび上がらせることになった。これらの短期大学（部）を5つの評価分科会で評価したのだが、四年制大学の評価と併設短期大学の評価が、そして複数の短期大学が併設されている場合には、それぞれの短期大学についての評価が微妙にずれ、このずれをどう調整するかが問題になった。評価される大学の側からみれば、認証評価のトーンは同じであるはずだということになり、短期大学の評価者の側から見れば、併設といえども短期大学教育は四年制大学の中に埋没していてよいとは思えないということになる。今後、評価プロセスにおいて、一つの大学法人を総合的に評価するための工夫が必要であると思われる。

この評価の微妙なずれという問題は、もう一つの問題、つまり評価者の側の問題を浮かび上がらせることになる。つまり評価者の「評価の眼」の問題である。評価について細かなマニュアルができていたとはいえ、それだけではカバーできない。教育はきわめて人間臭い営みであり、学生と教員との人間的な相互作用が大きな意味をもつからである。具体的な数値であらわされえない教育力をどう評価するか。点検・評価報告書に必ずしも明記されていない教育力を、どう読み取り、どう評価するか。評価者の眼が生きる場所であり、評価者の「評価力」が問われるところでもある。

評価部会での議論をとおして私は、評価者の「評価力」こそが、重要であると思うようになった。各短期大学がもつ「見えない教育力」をどう読み取り、それをどうポジティブに評価するかということである。

またさまざまな形態の短期大学があることも話題になった。併設短大と独立した短大、あるいは大都会に設置されているものと、地域社会の強い要望に応えるために都会から遠く離れたところに設置されているものがある。こうした短期大学の多様な個性をどう評価するか。評価者の「評価力」は、ここのところを真摯に問うことにあると思われる。

第2回法科大学院認証評価を終えて —法科大学院認証評価委員会を代表して—

櫻田 嘉章 法科大学院認証評価委員会委員長
甲南大学法学研究科教授

本協会による法科大学院の認証評価事業も2年目を迎え、本年度は一挙に14校の認証評価を行うこととなった。従って、協会にはそれに見合う事務局体制の確立に多大のご配慮を頂いたが、さらに認証評価作業において分科会間における統一的な評価基準の徹底が必要であるとされ、特に法科大学院認証評価委員会において従来の認証評価基準を再確認したうえで、本年度の認証評価に取りかかることとした。各分科会による書面審査の結果、分科会報告書（原案）が作成され、それに基づいて実地視察が昨年度同様に実施された。これを受けて確定した分科会報告書に基づいて、評価結果（委員長案）を作成し、委員会の審議を経て決定した評価結果（委員会案）を各申請大学院に送付した。その後、各大学より意見申立を得た上で、事実誤認の部分があれば修正し、最終的な評価結果を確定した。

その結果、14校のうち9校が不適合、3校は適合とはしたものの新司法試験対策の過度な実施に関する改善について評価結果に付記をし、完全な適合は2校ということで、大変厳しい結果となった。本協会の評価は、「大学人が自主的に大学の質的向上を図っていくという立場から」、法令上の義務として行われる第三者評価を行うものであり、「法科大学院の水準の向

上をはかること、適格認定を通じて法科大学院の質を社会に対して広く保証することをその目的」としている。本年度の認証評価結果は、現在の法科大学院の置かれている困難な状況を反映して、設置基準等の法令上の基準に合致しない状態、特に司法試験対策と見られる科目配置、プロセスとしての法科大学院における法曹養成教育及びその評価の不十分さ、専任教員の配置の不備などの重大な違反が目立っており、その改善を強く求めることとなった。もちろん、本協会としても、評価するものは逆に評価されるということを自戒しつつ、法科大学院が本来の理念に即して健全に発展することを強くこいねがうものであり、今回の評価結果が今後の法科大学院の質的向上に資することを切に期待したい。

最後に、本年度の困難な認証評価を実際に行われた各分科会及びその諸委員・幹事、法科大学院認証評価委員会のメンバー、そして何よりも極めて実効的、精力的に評価作業を支えられた事務局の皆様の献身的なご尽力に対して心からの敬意と謝意を表するとともに、評価結果に基づき不断の改善の努力を惜しまれない各法科大学院に対しても、満腔の敬意を表して、本年度の法科大学院の認証評価についての一文としたい。

『大学基準協会 55年史＜通史編＞＜資料編＞』CD-ROM版

編集 大学基準協会年史編さん室

発刊 財団法人大学基準協会

販価 1,500円

第1回経営系専門職大学院認証評価を終えて —経営系専門職大学院認証評価委員会を代表して—

清成 忠男 経営系専門職大学院認証評価委員会委員長
法政大学学事顧問

専門職大学院が制度化され、発足したのは2004年度である。専門職大学院は、学校教育法により、5年に1度認証評価を受けることが義務づけられている。今年度は、初年度に発足した専門職大学院が認証評価を受けなければならない最初の年に当たる。

ところで、現在、専門職大学院は、174専攻に達している。うち74専攻が法科大学院である。学生数は23,033人に達しているが、うち14,973人、65.1%が法科大学院に属している。

法科大学院以外の100専攻の内訳を見ると、ビジネス・MOTが32専攻、会計が16専攻、すなわち経営系の合計は48専攻と半分に近い。とにかく第1回の認証評価の受審の期限が迫っているため、文部科学省の要請に応じて、本協会が経営系専門職大学院の認証評価に取り組むこととした。2007年に評価基準を作成し、文部科学省に認証評価機関としての申請を行った。2008年4月8日に認証を受け、直ちに評価の手続きに入った。

初年度に評価の申請を行ったのは、小樽商科大学商学研究科アントレプレナーシップ専攻、香川大学地域マネジメント研究科地域マネジメント専攻、九州大学経済学府産業マネジメント専攻、芝浦工業大学工学マネジメント研究科工学マネジメント専攻、中央大学国際会計研究科国際会計専攻、東京理科大学総合科学技術経営研究科総合化学技術経営専攻、同志社大学ビジネス研究科ビジネス専攻、法政大学イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻、明治大学グローバル・ビジネス研究科グローバル・ビジネス専攻、早稲田大学ファイナンス研究科ファイナンス専攻の10大学の10研究科10専攻であった。10専攻のすべてが、評価基準に照らして大きな問題はなく、適合となった。もちろん、評価を甘くしたわけではない。

ここで指摘しておきたいのは、現時点における経営系専門職大学院の特徴とそれを踏まえた評価の視点である。

わが国においては、経営大学院の歴史は総じて浅い。したがって、未だ発展途上であり、必ずしも経済界からその存在が認知されているわけではない。その

結果、経営大学院の教育に対する需要は必ずしも大きくはない。とりわけ専門職大学院は、発足して5年が経過したにすぎない。社会でその評価が定まっていないのである。

そこで、評価に当たっては、評価基準を満たしていることは当然であるが、それとともに教育の質の改善が何よりもまず重要であると考えた。したがって、アラ探しではなく、ピア・レビューによるアドバイスを重視することとした。教育の質が改善されれば、経済界からの認知度が高まり、専門職大学院に対する需要が拡大することになる。結果として、わが国企業の競争力が強まることが期待される。認証評価を不適合にすれば教育の質が向上するというわけではない。

つまり、認証評価を通じて、専門職大学院の質的向上が可能になるのである。ただし、この点に関連して、制度上の問題が存在する。専門職大学院の他に、既存の研究科という形の経営大学院が存在する。設置基準が異なる、二通りの経営大学院が併存するのである。にもかかわらず、学位はともにMBAである。しかも、一方には5年に1度の認証評価が義務づけられ、他方には義務づけが伴わない。さしあたり、こうした制度上の欠陥を是正すべきであろう。

今年度の課題としては、評価担当者の研修を行ったものの、時間的余裕がなかったため必ずしも十分なものとならなかったことが指摘される。来年度は、この点に配慮しつつ、今年度の経験を踏まえて、10専攻の評価を行う予定である。なお、法科大学院、経営系大学院以外の、きわめて細分化された専門職大学院の認証評価をどこの機関がどのように行うかが、文部科学省を含めた大学界に残された今後の課題である。

最後に、現在、世界同時不況の過程で、わが国の企業運営は大きな変革を迫られている。経営系専門職大学院も中長期的なあり方が問われている。来年度以降、こうした課題についても、評価と並行して検討していくことになる。

大学評価の国際連携

納谷 廣美 大学基準協会会長
明治大学学長

グローバル化が進展する中で、わが国の高等教育に対しても、国際的に活躍できる人材を育成することが強く求められている。

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（2008年12月）でも「グローバル化する知識基盤社会、学習社会にあっては、国民の強い進学需要に応えつつ、国際的通用性を備えた、質の高い教育を行うことが必要である」旨を強調している。

また、1991年の大学設置基準大綱化以降、「国際」という文言を含んだ大学や学部、研究科が急増するとともに（1991→2008年度、大学11→32、学部16→64、研究科11→65）、多くの大学で「国際性」を重視する理念・目的が掲げられるようになった。

実際においても、国際交流に積極的に取り組み、成果をあげている大学が認められる。例えば、明治大学の場合、数年前に国際化にむけた学長方針として「協定校を100、また受入留学生数は1,000」という数値目標（2～3倍増）を掲げ、2009年度中にはほぼ目標達成できうる状況下にある。また個別の大学間協定に加えて、双方サイドの各国において参加大学コンソーシアムを組成して、日本側の中心的な役割を担うことも行っている（明治大学は「日仏共同博士課程CDFJ」や「日加戦略的留学生交流促進プログラム」の日本側議長校になっている）。さらにカナダ研究、アフリカ研究、イギリス研究などの地域研究も積極的に展開している。

一方、大学基準協会の大学評価では、大学の国際性を測る「評価の視点」として、「国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性」を必須項目としている。ここで注意が必要なのは、同視点は、当該大学等の「国際化への対応」が各々の「国際交流の推進に関する基本方針」と適合しているかどうかに着目している点である（逆説的に言えば、国際交流を重視しない方針の大学については、国際化への対応は不要である、という立場をとっている）。

なぜなら本協会では、国際化への対応が大学にとって重要であると認識しているものの、どの程度これに傾注するかは、各大学が自らの理念等に照らして判断

すべきと考えているからである。

ところで近年、国際貿易機関（WTO）などで高等教育が貿易交渉の対象になっていること等を鑑みると、わが国の大学で施されている「教育の質」を担保することには重要な意味がある。

その際、国際的な基準等があり、国境を越えて教育を提供できる学問分野では問題ないが、国際的な基準等がない分野については、各々の教育の質を「国際的な視点」で測ることは極めて困難である。しかし、このようなときでも、各国の評価機関が他国の評価機関と連携し、検討を重ねることで互いの理解を深めると、各機関は共有すべき評価の質、視点、方法等を確認することができる。このレベルに達すると、外国の評価機関から「JUAの評価を受け、適合と判断された大学であれば、質が保証されている」という認識を得られることができるので、仮に国際的な尺度がない分野であっても、「教育の質」は担保されることになる。

本協会は、INQAAHE（International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education）に加盟するとともに、その下部組織であるAPQN（Asia-Pacific Quality Network）にも参画し、国際レベルにおける高等教育の質保証に向けた活動を展開してきた。

また本協会は、これまで外国の教育質保証機関による来訪をしばしば受けている。2008年度の場合は、11月にNAQAAE（National Authority for Quality Assurance and Accreditation of Education エジプト国家教育の質保証・認定機関）総裁の来訪を受けた。ちなみに、このNAQAAEからは、来訪時に本協会と協定を結びたい旨の要望があり、後日、本協会事務局員を現地に派遣し、協定の具体的な内容等について相談を行った経緯がある。

本協会としては、会員校や本協会の評価を受審した高等教育機関が国際的に通用する「教育の質」を確保していることを保証するためにも、これらのネットワークや各国の高等教育質保証機関との連携をより一層深めていく所存である。

内部質保証システムを構築するための条件

工藤 潤 大学基準協会
大学評価・研究部部长

大学基準協会は、平成23年度からの第2期目の認証評価に向けて、現在そのシステムの改革に取り組んでいるところである。改革の主眼は、各大学に構築される質保証システムが有効に機能しているかどうか、評価の中でそのことを重視していくというものである。

では、各大学が実施する質保証システム、すなわち内部質保証システムとはどういうことを意味するのか。それは、大学自らが、提供する教育の質が一定の基準を充たしていること、そして基準を維持し続けていくだけの条件を整備していることを証明することである。さらに、こうしたことに加え、質をより向上させていく可能性があることを証明していくこともそこに含まれるだろう。こうした点から、この内部質保証システムを構成する要素の一つに挙げられるのが、自己点検・評価である。

しかしながら、この自己点検・評価が有効に機能している大学は必ずしも多くない。その主な原因は、自己点検・評価が何年かに1度行われるため（例えば、認証評価の周期に鑑みれば7年に1度ということになる）、大学の日常的な活動には組み込まれにくいということ、換言すれば、自己点検・評価で析出された教育研究上の課題や問題点などは、自己点検・評価活動が終了すると日々の業務の多忙さの中で埋没してしまうというところにあるのではないかと。まさに、「喉元過ぎれば熱さ忘れる」である。

こうした事態を避けるためには、自己点検・評価に関わる業務を日常化することである。つまり、今回の自己点検・評価に向けて、そのために必要な基礎的な情報・データを日々収集しそれを分析して、その結果を蓄積していくという作業を習慣化させることである。それを実現するには、こうした業務を専門的に行うための、または自己点検・評価など質を管理する活動に責任を負うための固有の組織を設け、専任のスタッフを置くことが不可欠と考える。しかしながら、近年、国立大学を中心に「大学評価室」など評価業務を担う部局の設置が見られるものの、多くの大学では、学長室、企画室、教学事務室などにおいて、こうした部局の兼務的な業務として自己点検・評価が「処

理」されているのが現状である。

筆者は、本年1月、イギリスの大学の質保証の実態を調査するために、いくつかの大学を訪問した。イギリスの大学の特徴の一つに、質保証業務を掌る部局が必ず設置され、専任のスタッフが配置されているという点がある。そして、その部局が中心になって、質保証のためのプログラムを運営している。そのプログラムとは、例えば、各学部・大学院で実施する教学に関わるマネジメント・システムが有効に機能しているかを検証する「Quality Review」、各学位プログラムの教育内容・方法・成果を検証する「Program Review」などであるが、この部局は、こうした検証プログラムのマニュアルを作成して、各学部・大学院にそれを提供している。そして、自己評価の実施と報告書の作成を管理して、さらにそれに対する外部評価の実施をコーディネートしている。このように、質保証業務を掌るこの部局は、質保証に関わる業務の一切を取り仕切るのである。こうした業務は、大学の日常的な活動の中にしっかりと組み込まれており、まさに「クオリティ・カルチャー」が形成されているのである。

平成16年度からスタートした認証評価制度の趣旨は、設置審査などの事前規制を緩和し、事後評価を徹底して質を保証していくことである。そこでは、大学の質保証は、第三者である認証評価機関にその役割が期待されたのである。しかしながら、質保証の第一義的責任は大学にあるということを強調しておきたい。大学は、自主的、自律的な組織体であり、認証評価機関の評価を待つまでもなく、自らの責任で教育研究活動等について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・改革に努め、そのことを通じて、自らの質を保証していく責務を有しているのである。

自己点検・評価を実質化させるために、また内部質保証システムを機能させるためには、それを支える固有の組織（部局）と専任のスタッフの配置が極めて重要なカギになるものと思われる。

キャリア教育現場から見た現代大学生像 —キャリア教育と就活—

平野 廣和 中央大学
総合政策学部教授

大学は社会から、学生が将来の進路選択のために必要な基礎学力の付与、職業感の涵養を求められており、そのためのキャリア教育プログラムの充実の必要性に迫られている。これが求められる背景には、大学を取り巻く環境の大きな変化が上げられる。世の中は経済の高度成長期から長期低迷期へ、少子化による18歳人口の減少、「生徒」から「学生」への脱皮がはかれない学生の意識状況の変化などの事情がある。特にここで強調したいことは、大学の「入口」としての高校生の精神面での低年齢化という質的变化が年々顕著に表れていることである。少子化の中、めぐまれた家庭環境に育った高校生は、かつてのような人間的な基礎教育を家庭・学校・地域社会において受ける機会が希薄になり、結果として「大学1年生」が「高校4年生」とも称されるような社会的に未成熟な状態で入学して来ている状況である。「生徒」のまま「学生」への意識変換が十分に行われなまま学生生活を送る例も少なくないことが全国の大学で指摘されている。

キャリア教育の必要性を学生の視点から考えてみると入学したばかりの学生にとって、卒業後の進路をはじめ、将来を見通した人生設計を立てることは容易なことではない。入学に到るまでにはひたすら受験生活に没頭し、大学入学を目指してきたといっても過言ではないので、新入生にとって、大学入学は実ほまさに人生前半のゴールに等しいとも言える。ところがこのゴールで待ち受けていたものは、自己決定・自己責任という「学生」としての新しい意識である。このため社会的に未成熟な学生の場合は、ともするとこれに対応できず、目標を見失い、とまどいながら4年間を過ごしてしまうことに陥る者も少なくない。また昨今の厳しい社会経済状況の中で、卒業後の自己の進路に不安を抱いている学生が数多くいるのも事実であり、「職に就く」ということに対して十分な準備のないままに、3年次になり目前の就職活動に取り組み、その結果自分の思いとは異なった職業を選択してしまう場合もある。さらに社会人としての活動を始めてからも、自分自身の存在を見失ってしまう場合も増えている。これは、学生が十分な自己分析や企業研究を行わ

ないまま就職活動を行い就職してしまったことによるもので、その結果として企業とのミスマッチによる早期離職者・退職者の増加という形で表れてくることになる。

このように社会的に未成熟な状態で入学してくる学生に対し、少なくとも学部3年次までに、最低限の人生観・職業観を持たせるということが必要となる。これは、就職活動には必要不可欠なことである。そのため以前にも増して時間をかけ、自立した社会人として社会に貢献できる人材を育成する責任が大学にはある。

これに対して採用する側にとっても大きな変化があり、90年代後半から多くの企業で「新人事制度」が導入された。これにより、事実上、年功序列（終身雇用）の雇用体系は崩れ、日本の企業は実力主義・成果主義の雇用体系に移行した。さらに企業は、社員でなければできない業務以外は、非正規社員に仕事を回すようになり、非正規社員は雇用の調整弁としても活用され不安定な状況下に置かれている。正社員も業務の効率化あるいは高度化を求められ、それに伴い30歳代中堅社員を中心に心の病を患うケースが増加している。このような雇用環境下において、今後自分らしく生き抜いていくためには、常に自分のキャリアを見直し、自らを変えたり、自らの進む道を開拓していく必要がある。そのために大学では若いうちから考える機会を提供する必要がある。

こうした問題を抱える学生に対応するために必要とされるキャリア教育は学生に、職業意識や勤労観の醸成、職業に就くために必要な基礎能力の体得等、卒業後に迎えるべき社会人として必要な知識・技術を教授する一連の教育であり、とりわけ入学後初年次から2年次において集中的に行われるプログラムが重要となる。この次のステップとして就職活動に入って行くことが望ましく、キャリア教育を通じて学生に自分を見つめ直す機会を与え、新たな目標を持たせることは充実した学生生活、意欲的な学修姿勢にも結び付くことになり、極めて重要な意味をもっている。このような背景の中で、大学におけるキャリア教育の必要性が緊急の課題として強く認識されつつあり、ここから現代の大学生像を如実に映し出すこととなっている。

ブックレビュー

高等教育情報センター編 『教員評価制度の運用と大学風土改革』 (地域科学研究会)

2008年7月 361頁 27,619円+税



教員評価のシステム化を進めていく上でもっとも大きな壁となるのは、教員の抵抗である。大学教員に限らず高度に専門化された職業人は、他の非専門家からの評価を極端に嫌う傾向がある。自分たちは専門家として専門分野以外には口を出さない(興味もない?)というポリシーを尊重しているのに、何も知らない人が自分の研究や教育を評価し、自分が採点されることに対する違和感や、学生に優しくすれば学生からの評価が上がるだろうがそれでよいのかといった疑問があるのも当然であろう。このことについては、文化系の教員と理科系(実験系)の教員の間でも相当な考え方の違いがあるように思われる。教員評価は、大学はどうあるべきかという課題に直結する問題であり、今後多くの議論を必要としている。

本書は、2003年3月に発刊された『教員評価制度

の導入と大学の活性化』に続くものである。内容は、大学教員評価システムの概要、大学における実際の取り組み事例、関連する調査資料から構成されている。大学教員評価システムに関しては、大学教員の職務や責務についてかなりのページが割かれているが、そこからは「大学教員は自由な個人事業主ではなく組織人である。」という本書がもつ基本的な考えを徹底させようとする姿勢がうかがわれる。ここでは、教員評価に関する問題の解決のために、恣意性を排除し、簡潔で透明性のある公平な評価制度を作り上げるための様々な事例や、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを使った評価システムの構築について紹介している。本書の特筆すべき点は、12大学の先進的な取り組みの事例を非常に具体的に示していることである。評価項目から評価点の計算方法まで、これは“学外秘”なのではないか?と思われるような内容まで踏み込んで記載されている。これから教員評価システムを構築しようとしている大学や、教員評価システムの改善を考えている大学においては、必携の書であろう。

田中 克俊 北里大学 医療系研究科准教授

中井浩一 著 『大学「法人化」以後—競争激化と格差の拡大—』 (中央公論新社)

2008年8月 430頁 1,000円+税



国立大学が法人化した2004年度以降大学はどう変わったのかという問題は、大学関係者ならずとも関心を引かれる魅力的なテーマである。しかし一口に国立大学といっても多様であり、法人化によって影響を受けた事柄も多種にのぼるので、その探求は決して容易なことではない。本書はその困難な課題に、関係者に密着した調査活動を通じて接近し、問題を大きく5つに絞り、研究費の不正使用や論文捏造(1章)、産学連携(2, 3, 4章)、教員養成(5章)、医学部と大学病院(6章)、地方国立大学(7, 8章)について法人化以降の大学の動きを追い、著者の鋭いコメントを加えている。

法人化とは、税金によって維持されてきた国公立大学を、市場の中で自立することを促す仕組みである。それはなぜ始まったのか、著者は、高度経済成長が終わり、行政改革と科学技術による産業再生が求められているという時代の要請にあると指摘する。

したがって、法人化した大学の一つの中心は産学連携の推進になり、その担い手として工学部や医学部などが大学の主役に躍り出ることになった。本書では、東工大、阪大、京大、東大、岩手大、山形大などの工学系の教員が、産学連携には抵抗感が残る大学の中であって、企業との連携を先導的に進めてきた様子が詳しく報告されている。

法人化以降、運営交付金は減りつづけ、外部資金を獲得することの難しい人文系の教育と研究は困難に直面している。その一つの姿を本書は、教員養成大学の縮小・再編の動きなどに見ているが、ここでも岐阜大学教育学部や大阪教育大学の具体的な取り組みが印象的だ。さらに法人化とともに開始された臨床研修制度が、従来の医学部と付属病院の中核にあった医局を解体した経緯と医学部改革の様子、また中央との格差が広がる地方大学の苦悩と改革への取り組みは、示唆するところが多い。

法人化以降、研究費の不正使用が目立つなど競争主義の弊害を指摘する見解もあるが、時代は変わったのであり、むしろ個人の利益追求と大学の社会的信任が背反する「利益相反」は不可避であるとの冷徹な認識をもって、そのマネジメントに取り組むという姿勢こそこれからの大学の課題だというのが著者のメッセージである。

千賀 重義 横浜市立大学 副研究院長

大学時論

大学を取り巻く諸問題について

鈴木 守

大学基準協会副会長 群馬大学学長

ここ10年足らずの間に、対処すべき課題が大学に次々に押し寄せている。自己点検・評価をもとに認証評価を受けることが国公私立すべての大学に義務付けられた。評価にあたって大学の理念、個性が問われ、大学の機能別分化が進められようとしている。社会の眼差しが厳しさを増し、大学が活動内容を社会に対して開示することも求められる時代となった。各大学において教員は機能的体系の中で有機的に活動できる仕組みが構築されているのか、入学から卒業まで学生をどのようなイメージを目標として教育し仕上げにまでもっていくのか、それをカリキュラム・シラバスによって社会に示していかなければならない。大学と社会との連携活動も今まで以上に推進すべきことが提唱されている。少子化の波も容赦なく大学に打ち寄せている。日本の大学が世界一流の研究者を呼び込むだけの求心力があり、世界に向かって発信を続けていく遠心力を備えているのか、という問いかけもしきりになされている。附属病院を有する大学は、高等教育行政と医療行政による二重のネットを被せられ、そのネッ

トのいずれから、予算・人員の削減、病院再開費の返済という羽交い締めを受け、極限状態に追い込まれている。ここ1～2年間の医学論文発刊数をみると、年に20%程度の低下が見られる事例が多い。地域病院への医師派遣も滞り、社会問題を起こしている。これらの重い課題に対処を迫られて大学は今、疲労困憊の状態にある。

どうしたら少しでも余分な作業を減らして大学に落ち着きを与えることができるのか。群馬大学の財務部では72の予算項目を、(1)安全・健全性(2)活動性(3)発展性(4)効率性(5)収益性に分類して平成16年度以降、毎年の指標を追跡解析し、大学の規模が似ている24大学の指標と比較している。この方法を採用すれば大学の活動状態を財務上の指標と関連させ、大学改革と予算を噛み合わせた資料を用意できるものと考えている。現状の大学改革が一定の所に落ち着いてきたら、各大学はこのような資料を同一プロトコルを使って提出し、大学評価はそれで済ませてはいかかかと考えている。

じゅあ

会員の広場

評価活動から学ぶ

千賀 重義 横浜市立大学 副研究院長

この11年間、大学基準協会の相互評価委員など大学評価に参加させていただいた。最も大変だったのは、大学評価・学位授与機構の専門委員として、2つの学部の全教員の1年間の研究業績を読んだ時であり、その年の夏休みの大半をつぶした。その際、アカデミックな業績を通して存じあげていた教授が地域貢献に関わる調査論文を書かれているのを拝見するなど、複雑な衝撃を受けたことが忘れられない。勉強になったのは、評価対象となった大学の点検・評価報告書を読んだあとで、実地視察をして関係者から大学の事情をお聞きする機会がもてたことだった。教職員の方から直接にお話を聞いて初めて、点検・評価報告書に書かれていたことの意味を知ることが多く、大学改革のなかで同様の苦勞をしている者として共感を覚える話も少なくなかった。楽しかったのは学生さん達とのインタビューで、ときに教職員からは聞けない実情を聞かせてくれて大いに興味深かった。

成績評価法

古屋 一仁 東京工業大学 理工学研究科教授

授業への期待が増したためか最近注文も増えた。学生による授業評価項目に「先生は授業の目的、有用性、学問的・工業的価値、社会的意義について説明したか」とあり、また成績評価法をシラバスに明示せよと注文がつく。講義目的、これはシラバスに明記し講義の最初に話す、に沿って学生がどれだけ学んだか評価するのが正統的とする、90分の試験時間内に、教科書もノートも参照させずに、「講義目的に照らして自分が学んだことを述べよ」、「興味や好奇心を覚えたことを述べよ」、「半年間の受講があなたに引き起こした変化を述べよ」、「この講義の有用性、価値、意義について受講後のあなた自身の考えを述べよ」とストレートに尋ねる方法が考えられる。この試験で学生は、何を学んだかを考え、抽象化して文章化することを通して、半年間の学びを振り返る重要な作業を行う。各学生の作業成果をよく読んで評価する。こんな方法をときどきは採ってみようと考えている。

熊本県立大学

熊本県熊本市
(公立)



本学は、1947年に熊本県立女子専門学校として創立、1949年に熊本女子大学として開学した。1994年男女共学化と共に名称を「熊本県立大学」に変更、2006年に法人化し、現在、人文科学系・自然科学系・社会科学系の3学部3研究科からなる「集約型」大学である。

法人化を機に「地域に生き、世界に伸びる」をスローガンとして掲げ、熊本県全体をキャンパスと捉えた「地域実学主義」に基づく教育を実践し、地域と大学が一体となって課題を解決していくことを目指している。この取組は、「全国大学の地域貢献度調査(日本経済新聞社)」でも高い評価を得た。

本学は、2010年に大学基準協会による認証評価を受けることとしている。
(熊本県立大学学長 米澤 和彦)

九州国際大学

福岡県北九州市
(私立)



1930年に創設の九州法学校を起源とする本法人は、2010年に学園創立80周年を迎える。大学は1950年に八幡大学として開学し、1989年に九州国際大学と名称変更した。知識の伝授のみならず「塾的精神」による人材育成が教育の基本方針であり、この建学の精神は連綿と今日まで継承されている。

1995年に大学基準協会の正会員となり、2007年に大学基準協会の認証評価を受けた。それとほぼ時を同じくして大学中期計画を策定し、2010年度までの実行計画を自己点検・評価と連携させながら全学的に推進している。認証評価受審と自己点検・評価の取り組みは大学中期計画と融合して確かな方向性を示しており、本学の改革を進めるうえで大きな指針となっている。
(九州国際大学学長 後藤 勝喜)

京都外国語大学

京都府京都市
(私立)



本学は、1959年に創立され、建学の精神は「PAX MUNDI PER LINGUAS (言語を通して世界の平和を)」である。この精神に基づき、外国語および国際社会と地域文化に関する教育研究を行い、世界平和に貢献することを目的としている。自己点検・評価の取り組みとして、1991年度から毎年「アカデミックレポート」を刊行し、公表することにより社会から評価を受けてきた。1993年に、「自己点検・評価運営委員会」を設置、2004年度に点検・評価を統括する「点検評価調査室」を開設した。客観的な評価(外部評価)として、1995年度に大学基準協会の加盟審査、2004年度に相互評価を受け、2009年度に認証評価を受けることとしている。

(京都外国語大学学長 堀川 徹志)

聖トマス大学

兵庫県尼崎市
(私立)



本学は、1963年に英知大学神学部として創設され、翌年、文学部に改組以来、それぞれの学問を究めるために関連する語学教育に力を注いできた。2007年5月27日、カトリック大学としてのユニバーシティ・アイデンティティをより一層体現する教育を行うため、カトリック大学の世界的な連合体である聖トマス・アクィナス大学国際協議会への加盟を機に「聖トマス大学」に名称変更した。2004年に、「自己点検・評価に関する規程」に基づき組織整備した。継続的に「学生による授業評価」や「FD活動」を実施しており、2008年には「教員評価」を試行的に実施するなど2010年に認証評価を受けるべく準備をしている。

(聖トマス大学学長 小田 武彦)

麗澤大学

千葉県柏市
(私立)



本学は、昭和10年の道徳科学専攻塾の開塾以来、一貫して創立者が提唱したモラロジーに基づく「知徳一体」の教育という基本理念を堅持し、教育・研究の場で理念の具現化に努めて来た。その理念をさらに着実に実現すべく、自己点検に努めている。

自己点検活動の一つとして毎年作成している『年報』では、基本理念に基づいた学部・研究科等の目的・目標を明示し、それらに対応させて1年間の活動内容を集約し、点検している。

昨年度には日本高等教育評価機構による認証評価を受け、今年度は大学基準協会の正会員資格の継続が認められた。今後も、自己点検で確認した改善・向上方策、及び認証評価の結果を踏まえ、教育・研究の充実を図っていく。
(麗澤大学学長 中山 理)

和光大学

東京都町田市
(私立)



本学は75年の歴史を持つ学校法人和光学園を母体として1966年に創立され、今年で43周年を迎え、現在、現代人間学部、表現学部、経済経営学部の3学部及び大学院1研究科からなっている。

本学の教育理念は、梅根悟初代学長が掲げた「自由な研究と学習の共同体」として学生一人ひとりが持っている個性、能力、可能性を最大限に目覚めさせる学習環境とゼミなどで仲間づくりを目指し、創造的能力を身につけた「哲学する生活者」を養成することにある。

2006年に大学基準協会の相互評価・認証評価を申請し、大学基準「適合」の認証を受けた。現在、自己点検・自己評価の一環として、学生による授業評価アンケートや教職員の授業参観を実施している。
(和光大学学長 白石 昌夫)

募集のテーマ

- ①「大学時論」……………毎号1篇
900字程度——広く大学論、教育論に関わるもの
- ②「会員の広場」……………毎号数篇
400字程度——高等教育あるいは大学基準協会を取り巻く諸問題についてのご意見等

広報委員会 委員長 鈴木 守(群馬大学)

委員 有満保江(同志社大学) 鈴木 健(津田塾大学) 千賀重義(横浜市立大学)
田中克俊(北里大学) 古屋一仁(東京工業大学)

「じゅあ」は関係方面はじめ会員大学の専任教員並びに課長職以上の方々にお配りしています。送付部数に変更のある場合は事務局までご連絡下さい。また、「じゅあ」は本協会ホームページからダウンロードできます。

投稿規定

- ※ 寄稿資格は広く大学機関にご関係の方。氏名のほか、所属、職名、専攻をどうぞ。字数は、左記の通りで、締切は6月上旬です。
- ※ 採否は広報委員会で決定し、原稿は返却しません。
- ※ 掲載原稿には内規により薄謝を呈します。
- ※ 送付先 〒162-0842 東京都新宿区山谷砂土原町2-7-13
財団法人 大学基準協会 総務課

編集後記

学士力が定義されGPが導入されるなど、大学にもますます一定の教育水準が求められるようになってきています。米大統領オバマは、よりよいもの追求するはずの「政府」と夢を追いかける自由を持つはずの「国民」のバランスが悪くなっているだけで、偉大なアメリカの復権は可能と繰り返しました。政府を大学、国民と学生と置き換えて、われわれも偉大な教育国家を目指すべき時が来ている気がします。2年間、編集委員会の先生方とお仕事をさせていただき本当に勉強をさせていただきました。ありがとうございました。
(鈴木 健)